

香川県職業訓練の基準等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第31号

香川県職業訓練の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県職業訓練の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第2項の規則で定める訓練科に係る訓練基準)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める訓練科は、次の各号に掲げる訓練科とし、当該訓練科に係る訓練は、知事が別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 電気システム科
- (2) 自動車工学科
- (3) 建築システム科
- (4) キャドシステム科

(条例第5条第1項第5号及び第2項の規則で定める訓練科に係る訓練基準)

第3条 条例第5条第1項第5号の規則で定める訓練科は、次の各号に掲げる訓練科とする。

- (1) 管理監督者訓練（第1科）
- (2) 管理監督者訓練（第2科）
- (3) 管理監督者訓練（第3科）
- (4) 管理監督者訓練（第4科）

2 条例第5条第2項の規則で定める訓練科は、前項各号に掲げる訓練科とし、当該訓練科に係る訓練は、知事が別に定めるところにより行うものとする。

(無料とする職業訓練の対象となる求職者)

第4条 条例第6条の規則で定める求職者は、新たな職業に就こうとする求職者とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。